

## ○宝塚市個人情報の保護に関する法律施行条例案の概要について

### 1 条例案制定の経緯

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体についてそれぞれ分かれていた規律が、改正後の法に統合され、全国的な共通ルールとなります。

令和5年（2023年）4月1日からは、宝塚市でも改正後の法が直接適用されるため、現行の宝塚市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）を廃止し、法の施行に関して必要な事項として、法で委任された事項、また、条例で定めることが許容される事項を、新たに規定する宝塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）として制定します。

### 2 条例の概要

#### (1) 用語 第2条

法において使用する用語の例によります。

#### (2) 条例要配慮個人情報 第3条

ア 法第2条第3項及び法施行令第2条に規定する要配慮個人情報以外で、法第60条第5項の規定に基づき、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報として条例で定めるものです。

イ 条例要配慮個人情報で規定するのは、宝塚市男女共同参画推進条例（平成14年条例第39号）第2条第4号に規定する性自認及び同条第5号に規定する性的指向を内容とする記述等とします。

ウ 法第2条第3項及び法施行令第2条に規定する要配慮個人情報として列挙しているものは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害等心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等により心身の状態の改善のための指導等、刑事事件に関する手続きが行われたこと、少年の保護事件に関する手続きが行われたことを内容とする記述等となっています。

#### (3) 開示請求手数料 第4条

開示請求に係る手数料として、実費を勘案して規則で定めることとしています。

なお、手数料は、写しの作成及び送付に要する費用について、現行と同様の額とします。

#### (4) 開示決定等の期限及び開示決定等の特例 第5条及び第6条

個人情報保護条例と同様、保有個人情報開示請求から開示決定等までの期限は14日間とし、当該期限の延長を30日間までとします（最長44日間）。

#### (5) 審査会への諮問等 第7条から第13条まで

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があったときの取扱いとして、審査会への諮問、審査会の調査権限、意見の陳述等、提出資料の写しの送付等、審査会における審議手続の非公開、答申書の送付等、審査会の一般的権限等について、これまでと同様に施行条例で規定することとしています。

#### (6) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料 第14条

法に規定した「行政機関等匿名加工情報」の利用に係る手数料について定めるものです。

なお、法に基づき、「行政機関等匿名加工情報」の提案募集が、令和5年（2023年）

4月1日から都道府県及び政令指定都市において開始されますが、その他の市町村については、当分の間、提案募集は任意となっています。本市では、条例公布後3年以内の実施を目指しますが、近隣市や類似団体の状況を情報収集しながら、手続等の詳細について研究することとします。

(7) 宝塚市個人情報保護・情報公開審議会への諮問 第15条

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに、審議会に諮問することを規定しています。

法では、個人情報の保護に係る全国共通のルールが適用され、個人情報保護委員会が法解釈等について一元的に担うこととなっており、また、国が示すガイドラインでは「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。」としています。

本市としては、個人情報の適正な取扱いや運用上の実務的な対応など、本市の地域の特性や事情を踏まえて検討することが必要な事項については、これまでのとおり審議会に諮問や報告をすることとしています。

(8) 財産区が保有する個人情報の取扱い 第16条

財産区は、これまで特に個人情報の取扱いについて定めていませんでしたが、地方自治法に定める特別地方公共団体として法で定める「行政機関等」に含まれるため、財産区が保有する個人情報の取扱いについては、この条例の規定の例によることを定めています。

(9) 委任 第17条

(10) 罰則 第18条

審査会の委員及び審議会の委員の守秘義務違反に対する守秘義務違反を定めています。

3 個人情報保護条例から法施行に移行することによる個人情報の取扱いの主な変更点

(1) 個人情報ファイル簿の作成、公表について

個人情報保護条例では、市の個人情報の利用状況について、個人情報取扱事務単位で登録簿を作成することを定めていました。法施行後は、国と同様に個人情報ファイル単位で個人情報ファイル簿を作成することになります。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用について

行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした行政機関等匿名加工情報を事業者等が利用することができるようになります。

本市での運用想定は、上記2の(6)のとおり

(3) 要配慮個人情報

上記2の(2)「条例要配慮個人情報」のとおり

(4) 審議会の関与

上記2の(7)「宝塚市個人情報保護・情報公開審議会への諮問」のとおり

(5) 個人情報保護委員会

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする合議制の独立機関として、内閣府に個人情報保護委員会が設置されています。

個人情報保護委員会では、個人情報保護法及びマイナンバー法に基づき、地方公共団体を含む官民の両部門に係る個人情報の保護に関する基本方針の策定や、個人情報

等の取り扱いに関する監視・監督、特定個人情報保護評価に関する事務、相談・苦情あっせん等を担当します。

#### 4 附則

- (1) 条例の施行日は、令和5年(2023年)4月1日から施行します。
- (2) ただし書では、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の規定は、この条例の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしています。
- (3) 第2項で、この条例施行に伴い、宝塚市個人情報保護条例を廃止することを定めています。
- (4) 第3項では、個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置として、施行日前に、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求があった場合については、個人情報保護条例の規定によることとしています。
- (5) 第4項では、施行日前にした行為及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する個人情報保護条例に定める罰則の適用については、従前の例によることを定めています。
- (6) 第5項では、執行機関の附属機関設置に関する条例に定める宝塚市個人情報保護・情報公開審議会及び宝塚市個人情報保護・情報公開審査会について、法施行に伴う所掌事務についての所要の改正と、宝塚市個人情報保護・情報公開審議会の項では、委員の総数7人については必要に応じ臨時委員を置くことができることを追加しています。

議案第 号

宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について

宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年） 月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

（条例要配慮個人情報）

第3条 法第60条第5項の条例で定める記述等は、宝塚市男女共同参画推進条例（平成14年条例第39号）第2条第4号に規定する性自認及び同条第5号に規定する性的指向を内容とする記述等とする。

（開示請求に係る手数料）

第4条 法第76条の規定による実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。以下同じ。）に対する保有個人情報の開示の請求に係る法第89条第2項の条例で定める手数料の額は、当該開示に係る実費を勘案して規則で定める額とする。

（開示決定等の期限）

第5条 実施機関による開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があると

きは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審査会への諮問)

第7条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)第1条に規定する宝塚市個人情報保護・情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあった時は、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出

を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出、同条第4項若しくは前条第3項の規定による意見書若しくは資料の提出又は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があつたときは、これらの意見書、資料又は主張書面（以下「意見書等」という。）の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書等の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

い。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(審査会における審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査会の一般的権限等)

第13条 審査会は、審議を通じて必要があると認めるときは、個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

2 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第14条 法第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を実施機関と締結する者が納めるべき法第119条第3項の手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第118条第2項の規定において準用する法第115条の規定により、既に作成された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供するため、当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を実施機関と締結する者が納めるべき法第119条第4項の手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納めるべき手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600

円

(宝塚市個人情報保護・情報公開審議会への諮問)

第15条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、執行機関の附属機関設置に関する条例第1条に規定する宝塚市個人情報保護・情報公開審議会（次項において「審議会」という。）に諮問することができる。

2 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(財産区が保有する個人情報の取扱い)

第16条 市域内にある財産区が保有する個人情報について、法の施行に関し必要な事項は、この条例の規定の例による。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第18条 第13条第2項又は第15条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第14条の規定は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(宝塚市個人情報保護条例の廃止)

2 宝塚市個人情報保護条例（平成17年条例第54号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 施行日前に旧条例第17条、第30条、第36条又は第36条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。



4 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する旧条例に定める罰則の適用については、なお従前の例による。

(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正)

5 執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市個人情報保護・情報公開審議会の項及び宝塚市個人情報保護・情報公開審査会の項を次のように改める。

|                   |   |                   |  |
|-------------------|---|-------------------|--|
| 宝塚市個人情報保護・情報公開審議会 | 宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年条例第15号）第15条第1項の規定により諮問すべき事項、宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号）による制度の運営に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に関する事項についての調査、審議に関する事務 | 7人（必要に応じ臨時委員を置く。） | 知識経験者 3人<br>市内の公共的団体等の代表者 2人<br>公募による市民 2人 |
| 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会 | 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宝塚市情報公開条例による審査請求の審査に関する事務並び   | 5人以内              | 知識経験者 5人以内                                 |

|  |                            |  |  |
|--|----------------------------|--|--|
|  | に同条例による出資等法人に係る異議の申出に関する事務 |  |  |
|--|----------------------------|--|--|

議案第 号

宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について  
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表(附則第5項による改正関係)

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関                     | 担当事務  | 組織及び構成      |   |
|--------------|--------------------------|---|-------------|---|
|              |                          |   | 委員総数        | 構成  |
| 市長           |                          |   |             |   |
|              | <u>宝塚市個人情報保護・情報公開審議会</u> | <u>宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号)による制度の運営に関する事項、宝塚市情報公開条例(平成12年条例第50号)による制度の運営に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に関する事項についての調査、審議に関する事務</u> | <u>7人</u>   | <u>知識経験者 3人</u><br><u>市内の公共的団体等の代表者 2人</u><br><u>公募による市民 2人</u> |
|              | <u>宝塚市個人情報保護・情報公開審査会</u> | <u>宝塚市個人情報保護条例及び宝塚市情報公開条例による審査請求の審査に関する事務並びに出資等法人に係る異議の申出に関する事務</u>   | <u>5人以内</u> | <u>知識経験者 5人以内</u>   |
|              |                          |   |             |   |

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関              | 担当事務   | 組織及び構成            |  |
|--------------|-------------------|--|-------------------|--|
|              |                   |  | 委員総数              | 構成   |
| 市長           | 宝塚市個人情報保護・情報公開審議会 | 宝塚市個人情報保護の保護に関する法律の施行に関する条例(令和4年条例第 号)第15条第1項の規定により諮問すべき事項、宝塚市情報公開条例(平成12年条例第50号)による制度の運営に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に関する事項についての調査、審議に関する事務 | 7人(必要に応じ臨時委員を置く。) | 知識経験者 3人<br>市内の公共的団体等の代表者 2人<br>公募による市民 2人 |
|              | 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会 | 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び宝塚市情報公開条例による審査請求の審査に関する事務並びに同条例による出資   | 5人以内              | 知識経験者 5人以内                                 |

|  |  |                           |  |  |
|--|--|---------------------------|--|--|
|  |  | 等法人に係る<br>異議の申出に<br>関する事務 |  |  |
|  |  |                           |  |  |
|  |  |                           |  |  |

# 個人情報保護に関する法律 (個人情報保護法) の改正概要について

# 令和3年改正法の背景

## 個人情報保護委員会が、公的部門を含め、一元的に監視監督

「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進  
公的部門で取り扱うデータが質的・量的に増大

## データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合を是正

デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化

### <不均衡・不整合の例>

- ・民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- ・地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる(いわゆる「2000個問題」)

## 国際的な制度調和

国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、GDPR十分性認定への対応

# 令和3年度までの法体系

## 【民間部門】

## 【公的部門】

個人情報保護法  
(基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

個人情報保護法  
(個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)

行政機関  
個人情報保護法

国の行政機関

独立行政法人等  
個人情報保護法

独立行政法人等

宝塚市個人情報  
保護条例

宝塚市



# 令和4年度の法体系(地方公共団体の施行は令和5年度)

## 【民間部門】

## 【公的部門】

個人情報保護法  
(基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

個人情報保護法  
(個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)

個人情報  
保護法

国の行政機関

個人情報  
保護法

独立行政法人等

宝塚市個人情報  
保護条例  
↓  
令和5年度から  
個人情報保護法が適用

宝塚市

## 要配慮個人情報(法令に基づき定めるもの)

---

1. 人種
2. 信条
3. 社会的身分
4. 病歴
5. 犯罪の経歴
6. 犯罪により害を被った事実
7. 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害)その他の心身の機能の障害
8. 医師等により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断等の結果
9. 医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
10. 刑事事件に関する手続が行われたこと
11. 少年の保護事件に関する手続が行われたこと

## 条例要配慮個人情報

### 条例要配慮個人情報とは・・・

法令に基づく“要配慮個人情報”以外で、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等を含む個人情報を条例で定めることができます。

### 条例で定めることによる効果

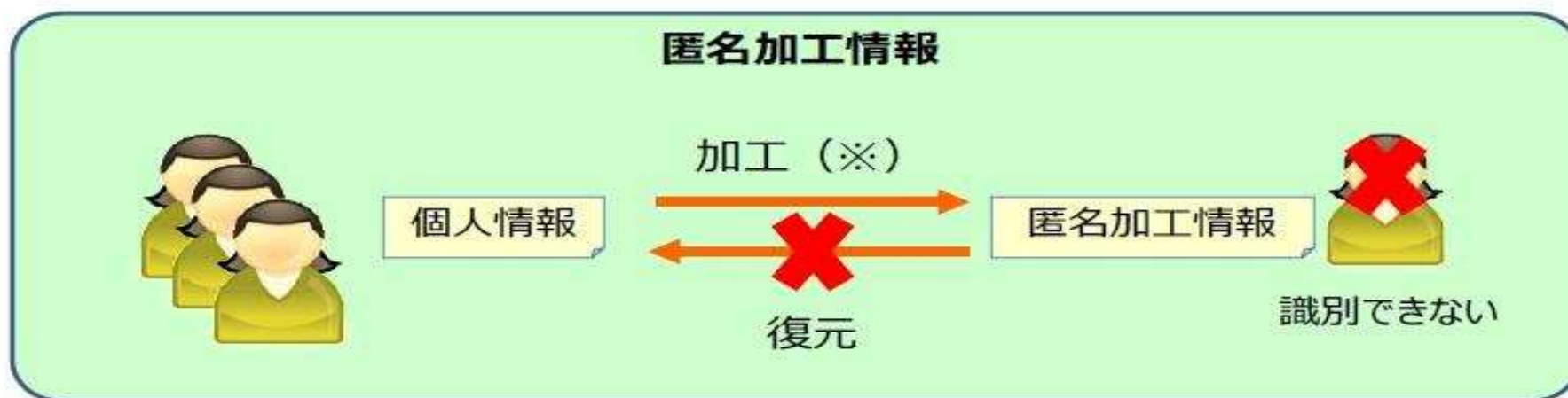
- ・法改正後において、本市の保有個人情報の利用状況を示す、個人情報ファイル簿において、「条例要配慮個人情報」に関する記述等を含むことを記載し、その取扱いに配慮を要することを職員に意識付けます。
- ・行政機関等が保有する個人情報に関し漏えい等の事故が生じた場合は、原則100件以上のものについて個人情報保護委員会への報告義務がありますが、「条例要配慮個人情報」を含むものについては、1件であっても報告義務が生じます。

### 本市の方針

本市において、性の多様性を尊重し、性的マイノリティに寄り添うまちづくりを先進的に取り組んできた経緯を踏まえて、LGBTに関する記述等を含む情報を条例要配慮個人情報と定め、本人に対する不当な差別や偏見などが生じないように、その取扱いについて特別な配慮を行うこととします。

# 匿名加工情報とは

- **匿名加工情報**（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、**自由な流通・利活用を促進**



## ※匿名加工情報の作成に関する基準（個人情報保護委員会規則に明記）

- ①特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- ②個人識別符号（例：マイナンバー、運転免許証番号）の全部を削除すること
- ③個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- ④特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること
- ⑤上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

# 【参考】 地方公共団体、市立病院・診療所の規律の適用関係

|                   | 個人情報等の取扱い等に関する規律 | 個人情報ファイル簿に関する規律 | 開示、訂正、利用停止等に関する規律 | 匿名加工情報に関する規律   |
|-------------------|------------------|-----------------|-------------------|----------------|
| 地方公共団体の機関         | 公的部門の規律          | 公的部門の規律         | 公的部門の規律           | 公的部門の規律<br>(※) |
| 病院、診療所、及び大学の運営の業務 | 民間部門の規律          |                 |                   |                |

(※)地方公共団体においては、行政機関等匿名加工情報（後述）の作成及び提供等を行うこととなり、これを除く匿名加工情報については、民間事業者等が作成したものを取得した場合の取扱い等に関する規定が適用されます。

# 行政機関等匿名加工情報について

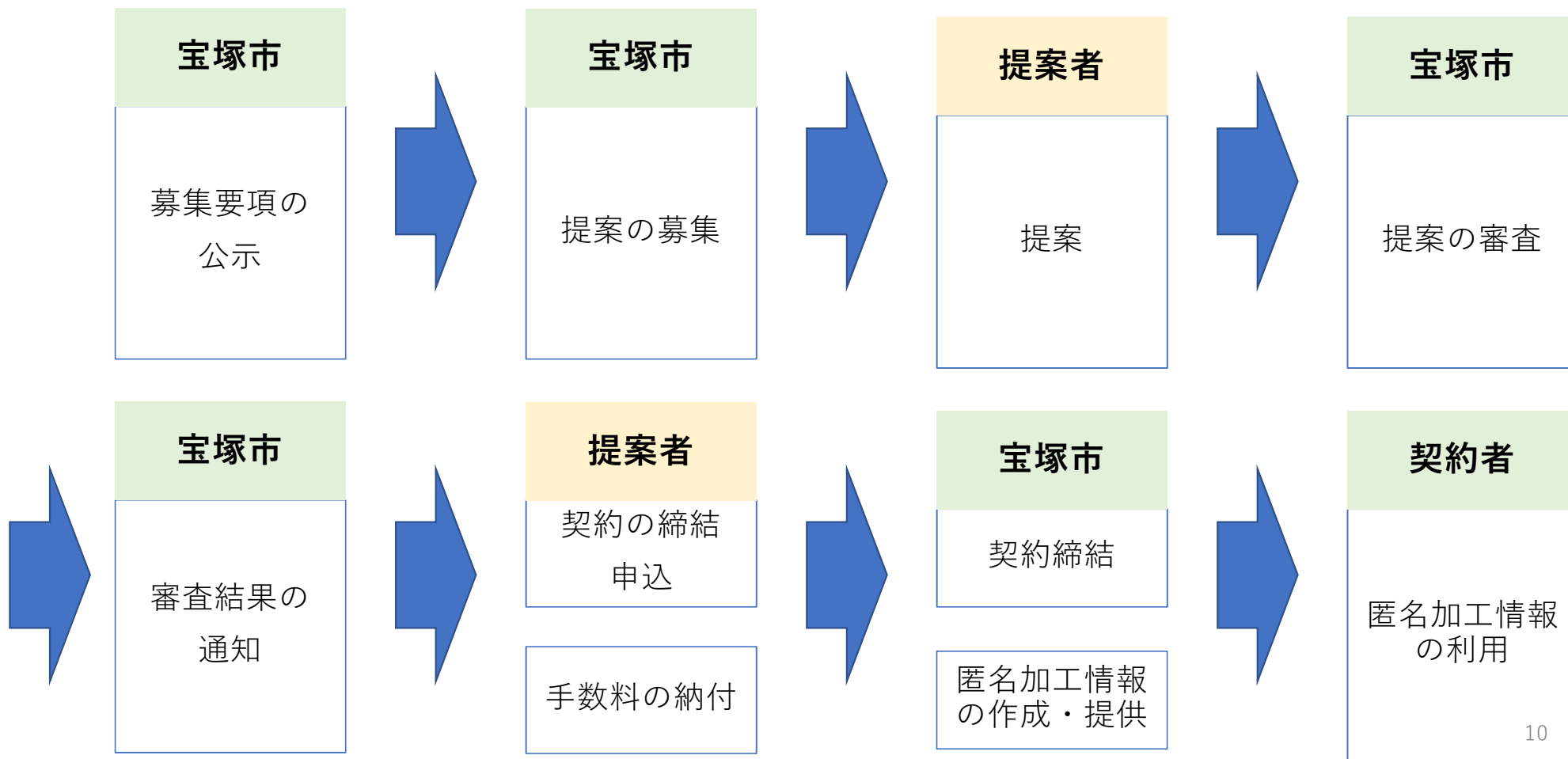
---

行政機関等は、提案募集を行い、民間事業者からの提案を審査し、行政機関等匿名加工情報を提供します。

法令に基づく場合又は上記提案募集のとき等を除いて行政機関等匿名加工情報は外部に提供できません。

提案募集を行った後、審査により認められた場合は、本人の同意なしで当該提案者に提供できます。

# 行政機関等匿名加工情報 提案募集の流れ



現行条例と法律の各条項の対応表

| ○宝塚市個人情報保護条例  | ○個人情報の保護に関する法律  |
|---|---|
| <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>(定義)</p><br><p>(実施機関等の責務)</p> <p>(事業者の責務)</p><br><p>(市民の責務)</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い</p> <p>(事務の届出)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>(保有個人情報の利用及び提供の制限)</p><br><p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>(情報提供等記録の利用の制限)</p> <p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>(オンライン結合による提供)</p> <p>(提供先に対する措置要求)</p><br><p>(適切な維持管理)</p><br><p>(従事者の義務)</p> <p>(事務処理の委託)</p> <p>(指定管理者の指定に伴う措置)</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示</p> <p>第2節 訂正</p> <p>第3節 利用停止</p> <p>第4節 審査請求</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(適用除外)</p> <p>(費用負担)</p> <p>(国等との協力)</p> <p>(事業者等への指導又は助言)</p> | <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>(定義)</p> <p>(基本理念)</p> <p>第二章 国及び地方公共団体の責務等</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務</p> <p>上記(基本理念)に含まれる。</p><br><p>第五章第三節 個人情報ファイル</p> <p>(適正な取得)</p> <p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>(不適正な利用の禁止)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>上記(利用及び提供の制限)に含まれる。</p> <p>上記(利用及び提供の制限)に含まれる。</p> <p>上記(利用及び提供の制限)に含まれる。</p> <p><u>規定なし</u></p> <p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>(安全管理措置)</p> <p>(正確性の確保)</p> <p>(漏えい等の報告等)</p> <p>(従事者の義務)</p> <p>上記(安全管理措置)に含まれる。</p> <p>第四章 個人情報取扱事業者等の義務等</p> <p>第五章第四節 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第一款 開示</p> <p>第二款 訂正</p> <p>第三款 利用停止</p> <p>第四款 審査請求</p> <p>第七章 雑則</p> <p>(適用除外等)</p> <p>(手数料)</p> <p>第四節 国及び地方公共団体の協力</p> <p>(区域内の事業者等への支援)</p> |



|                     |                              |
|---------------------|------------------------------|
| (苦情の処理)             | (行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理) |
| (宝塚市個人情報保護・情報公開審議会) | (地方公共団体に置く審議会等への諮問)          |
| (運用状況の公表)           | <u>規定なし</u>                  |
| (委任)                | (地方公共団体が処理する事務)              |
| 第5章 罰則              | 第八章 罰則                       |